



長野県報

6月30日(木)
平成23年
(2011年)
第2280号

目次

告示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	1
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	1
森林法に基づく保安林の指定(3件)(森林づくり推進課)	2
県道路線の廃止及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	4
平成22年度における公文書の公開の実施状況(情報公開・私学課)	4
平成22年度における個人情報の開示請求等の運用状況(情報公開・私学課)	182
一般競争入札(信州の木振興課)	196
土地区画整理組合役員の退任及び就任の届出(都市計画課)	197
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	197
平成23年度長野県警察官採用試験(B)の実施(人事委員会事務局)	198

告示

長野県告示第481号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
古畑産業有限会社	長野県諏訪市大字上諏訪1758番地1	平成23年6月24日

税務課

長野県告示第482号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければいけない地域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 形質変更時要届出区域
中野市大字若宮234番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第483号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡山形村7264のイ、字八幡大門7274の1、字小輪子7271、7272、7273の1、字大輪子7262、7263、字唐沢7270の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施設要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

大町市八坂字日向10661・10664（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10685、字御前岩10667（次の図に示す部分に限る。）、10668、字家向10753

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

小県郡青木村大字村松字清治入674の1、字小丸山678の口の1、678の口の2、字東沢811の口、825の口の1、825の口の2、853、859の口、884の口、字善鬼889、890、字本山1372の1（次の図に示す部分に限る。）、1372の2から1372の5まで、1372の10、1373の1、1374、1375のイ、1375の口、1376、1377の1から1377の3まで、1378（次の図に示す部分に限る。）、字入薄ヶ尾2239、2240の1、2240の口、字湯坂2260のイ、2288の1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

下水内郡栄村大字塚字坪野12034の1、12147の2、12148の1、12150の1

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県知事 阿部守一

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
260	上松停車場線	上松停車場	
		木曾郡上松町	
266	荻原小川線	木曾郡上松町大字荻原	
		木曾郡上松町大字小川	

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松南木曽線
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字上松1302番の16地先から	m 8.0~75.0	km 11.0945
木曽郡上松町大字荻原80番の9地先まで		

道路管理課

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上村263番の1地先から	旧	m 4.2~26.0	km 1.0994
飯田市上村401番の14地先まで			

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
同上	新	m 4.2~26.0 9.7~51.8	km 1.0994 1.1179

道路管理課

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字小川5650番の41地先から 木曽郡上松町大字小川3179番地先まで	旧	m 12.0~32.0	km 0.2833
木曽郡上松町大字小川3173番の4地先から 木曽郡上松町大字小川3179番地先まで	新	m 20.0~32.0	km 0.0630

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間
飯田市上村263番の1地先から
飯田市上村401番の14地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年7月3日

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月30日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

- 1(1) 路線名 上松南木曽線
- (2) 供用を開始する区間
木曽郡上松町大字上松1302番の16地先から
木曽郡上松町大字小川2808番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年6月30日
- 2(1) 路線名 上松南木曽線
- (2) 供用を開始する区間
木曽郡上松町大字荻原2270番の1地先から
木曽郡上松町大字荻原80番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年6月30日

道路管理課